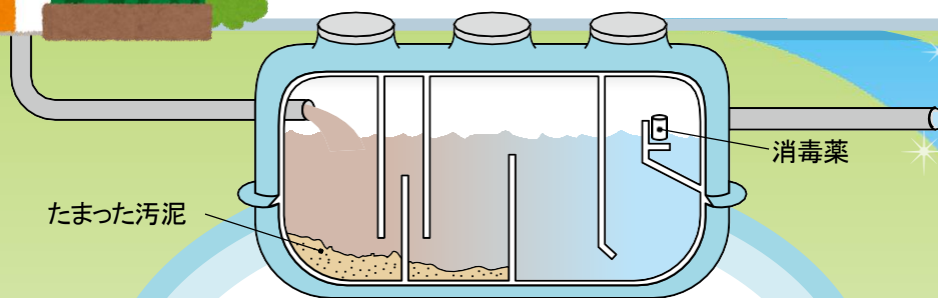


浄化槽を正しく使って

きれいな水を自然に返しましょう



ぼくたちが使った水を
浄化槽がきれいにしてくれるまる！
浄化槽がきちんとはたらくために
3つのことが必要まる～！



年1回以上

清掃

故障や悪臭の原因となる
汚泥※の引き抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった微生物など
* 市町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

浄化槽が性能を発揮するために
浄化槽管理者(通常は世帯主)に
3つの義務があります

下表のとおり

法定検査

浄化槽が正常に機能
しているか検査

年3~4回※

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

※一般的な家庭用の場合
* 県(宇都宮市内は宇都宮市)に登録されている保守点検業者に委託してください。

検査名	7条検査	11条検査
検査時期	使用開始後4~8ヵ月目までの間	毎年1回
検査料金	9,000円	3,300円
検査内容	水質検査・外観検査・書類検査	
検査実施者	(一社)栃木県浄化槽協会※1	指定採水員※2または(一社)栃木県浄化槽協会
申し込み先	浄化槽工事業者	指定採水員を雇用する浄化槽保守点検業者

※1 法定検査を行う者として県が指定した機関

※2 11条検査のための採水を行う者として(一社)栃木県浄化槽協会が指定した者

浄化槽の維持管理Q&A



Q 普段の生活で気をつけることはありますか？

A 次のことに注意して浄化槽をお使いください。

- ①トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- ②便器の掃除には、塩酸等の薬剤を使わない。
- ③トイレットペーパー以外のもの（紙おむつやたばこの吸い殻など）を流さない。
- ④浄化槽の電源を切らない。また、通気口や送風機の空気取入口をふさがない。
- ⑤マンホールの上に物を置かない。
- ⑥台所から野菜くずや天ぷら油などを流さない。
- ⑦洗剤は適量を使う。

Q ○○会社と保守点検契約をしていますが、法定検査も必要ですか？

A 必要です。
法定検査は、保守点検や清掃が正しく行われているか、浄化槽で処理した水がきれいになっているかなど、浄化槽が正常に機能しているかを確認するもので、保守点検とは目的が異なります。
詳しくは、(一社)栃木県浄化槽協会にお問い合わせください。

法定検査についてのお問い合わせ先
(一社) 栃木県浄化槽協会
TEL 028-633-1650

浄化槽に関する市町窓口 (令和3年4月現在)

市町名	担当課	電話番号
宇都宮市	生活排水課	028-633-2001
足利市	クリーン推進課	0284-20-2142
栃木市	下水道建設課	0282-25-2109
佐野市	環境政策課	0283-20-3013
鹿沼市	企業経営課	0289-65-3241
日光市	下水道課	0288-21-5150
小山市	環境課	0285-22-9284
真岡市	下水道課	0285-83-8144
大田原市	上下水道課	0287-23-8712
矢板市	下水道課	0287-43-6214
那須塩原市	管理課	0287-37-5213
さくら市	下水道課	028-681-1118
那須烏山市	上下水道課	0287-84-0411
下野市	環境課	0285-32-8898

市町名	担当課	電話番号
上三川町	上下水道課	0285-56-9167
益子町	建設課	0285-72-8844
茂木町	上下水道課	0285-63-5649
市貝町	建設課	0285-68-1117
芳賀町	建設課	028-677-6021
壬生町	下水道課	0282-81-1858
野木町	生活環境課	0280-57-4131
塩谷町	住民課	0287-45-1115
高根沢町	上下水道課	028-675-2449
那須町	上下水道課	0287-72-6919
那珂川町	上下水道課	0287-92-2002

このパンフレットに関するお問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課
TEL 028-623-3189
FAX 028-623-3138
Email kankyo@pref.tochigi.lg.jp

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ